旭川市
ごみ減量等推進優良事業所
認定の手引き

ASAHIKAWA
CITY

旭川市クリーンセンター

ごみ減量等推進優良事業所を募集しています

◆ごみ減量等推進優良事業所認定制度とは

ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業所をゴールド・シルバー・ブロンズの３段階に分け「ごみ減量等推進優良事業所」として認定する制度です。（認定基準は次のページを参照）

◆認定の対象

旭川市内の事業所、旭川市内に事業所を有する事業者及びそれらによって構成される団体が対象です。

次のいずれの単位でも申請が可能です。

１　店舗など事業所ごと
２　複数の店舗などを一括して事業者ごと
３　協同組合など事業者団体ごと

◆ 認定のメリット

市が交付するステッカー、認定マークを使用することで取組をアピールできるほか、市のホームページに事業所名が掲載されます。市が行う支援内容は、認定ランクごとに異なります。

そのほかにも…

◎ 事業所のイメージアップ
◎ 従業員の連帯感の向上
◎ 物品の効率的調達、廃棄量の減量、経費の削減
◎ 市の入札・契約制度における優遇措置

・社会貢献推進企業として登録することができます。
　別途、社会貢献推進企業登録申請が必要です。詳細は契約課制度担当（電話25-5736）まで。
・市発注の建設工事の入札（総合評価落札方式）で技術評価点が加点されます。
　総合評価落札方式の詳細は契約課工事担当（電話25-9701）まで。

◆ 市が行う支援内容

ブロンズ	シルバー	ゴールド
・認定証、認定ステッカーの交付 ・環境部発行の刊行物に事業所名を掲載 ・市ホームページに事業所名を掲載	・認定証、認定ステッカーの交付 ・環境部発行の刊行物に事業所名を掲載 ・市ホームページに事業所名を掲載 ・市ホームページにリンクを設定	・認定証、認定ステッカーの交付 ・環境部発行の刊行物に事業所名を掲載 ・市ホームページに事業所名を掲載 ・市ホームページにリンクを設定 ・市ホームページで事業所の取組を紹介

◆ 認定を受けるには

旭川市ごみ減量等推進事業所認定申請書（様式第１号）に取組事項等を記入し、郵送、電子メール、持参等で提出してください。なお、申請書や申請に係る資料は旭川市ホームページから閲覧・ダウンロードできますので、「旭川市優良事業所」で検索してください。

お問合せ・提出先：(〒078-8208)旭川市東旭川町下兵村３番地の５　旭川市クリーンセンター
電話 ３６－２２１３／メールアドレス seisouoffice@city.asahikawa.lg.jp

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定基準

※ 詳細な取組状況の設問は申請書を御覧ください。

取組の区分	認定ランク		
	ブロンズ	シルバー	ゴールド
1. 発生・排出抑制（リデュース）の取組 ① 詰め替え品の利用 ② 使い捨て品の利用抑制 ③ マイボトル等の利用推奨 ④ 紙の使用量の抑制 ⑤ プラスチック類の発生抑制 ⑥ 生ごみの発生抑制 ⑦ 食品ロスを減らす取組 ⑧ 在庫を抱えない工夫	1項目以上 取り組んでいる	4項目以上 取り組んでいる	シルバーの要件を全て満たすとともに、別に定める基準を満たし、特に優秀な取組を行っていると認められる
2. 再使用（リユース）の取組 ① 消耗品の再使用の工夫 ② 備品類の融通の工夫 ③ 物品納入時の工夫	1項目以上 取り組んでいる	2項目以上 取り組んでいる	
3. 再生利用（リサイクル）の取組 ① 基本的分別の徹底と工夫 ② メーカー回収や自主回収の活用 ③ 生ごみリサイクルの実施	①に 取り組んでいる	①を含む 2項目以上 取り組んでいる	
4. 資源循環に関する取組 ① 再生品の積極利用 ② 再生品の積極提供	―	1項目以上 取り組んでいる	
5. 顧客や取引先に対する取組 ① 顧客へのリユース・リサイクル機会の提供 ② 取引先へのごみ減量の要請 ③ 顧客への簡易包装の取組 ④ 紙の使用量抑制への協力要請	―	1項目以上 取り組んでいる	
6. 事業所内でのごみ減量や環境負荷低減の取組 ① 適切な廃棄物の保管、管理 ② ごみの発生量、資源化率の把握 ③ ごみ減量・資源化に関する責任者の設置 ④ 物品調達・管理の工夫 ⑤ 物品使用量の把握によるごみ減量の取組 ⑥ 組織的にごみ減量に取り組む体制 ⑦ 修理・修繕（リペア）の取組 ⑧ 環境に関する取組の情報発信 ⑨ 地域との連携や地域への貢献	①に 取り組んでいる	①②を含む 3項目以上 取り組んでいる	
7. 各種施策への協力状況 ① 廃棄物の適正な処理 ② 多量排出事業者の場合、減量化計画書の提出 ③ その他、市が行う施策への協力	①②に 取り組んでいる	①②に 取り組んでいる	

★ 認定までの流れ

申請書を受領後、書類審査と現地調査を実施します。
現地調査の際は、訪問日程の調整のため、申請書に記載された担当者の方に御連絡いたしますので、御協力をお願いいたします。
シルバー認定の要件を全て満たすとともに、別に定める基準を満たし、特に優秀な取組を行っていると認められる場合は、ゴールド事業所に認定します。
認定された事業所には、認定証と認定ステッカーを交付します。

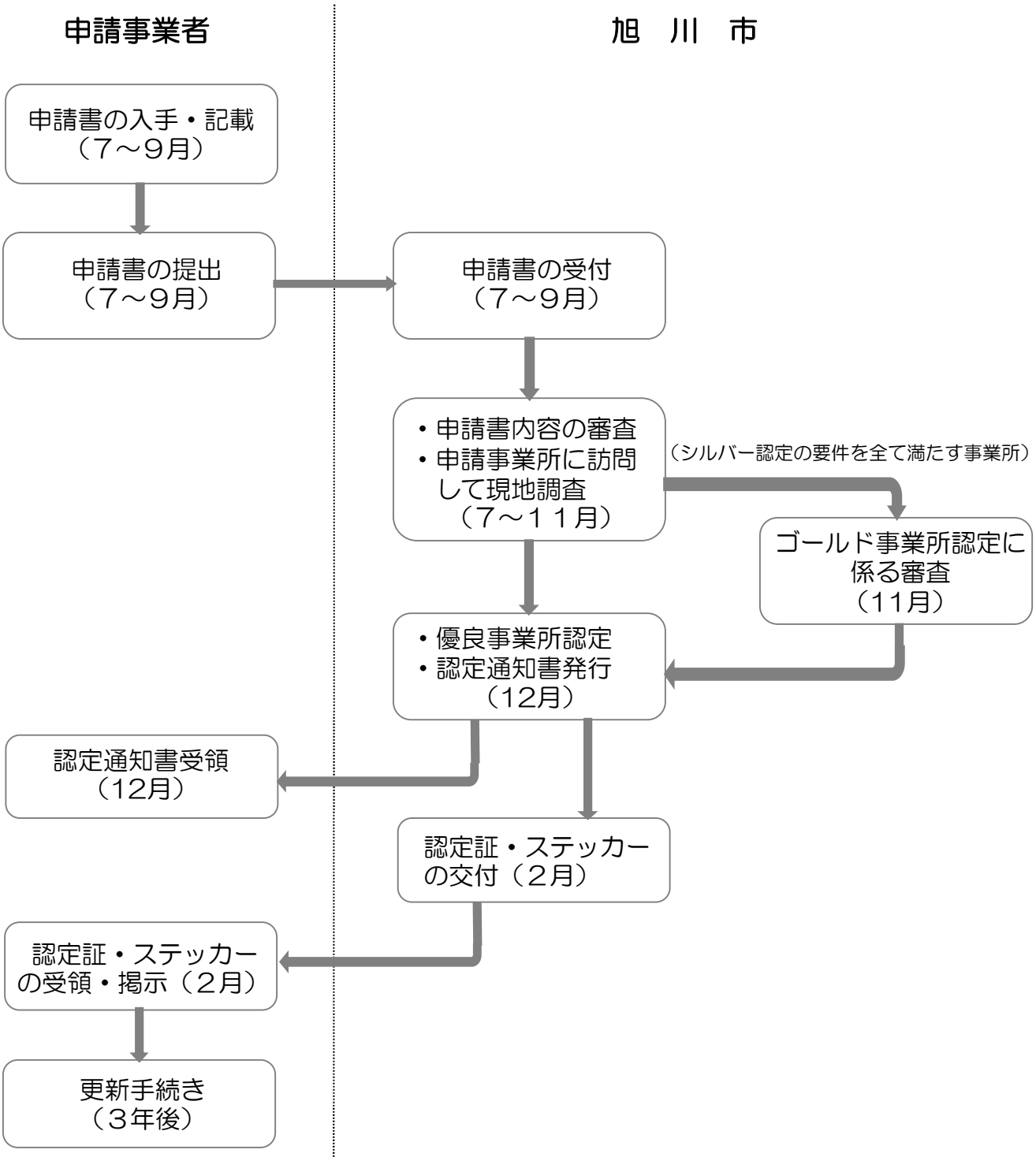

Q＆A　質問と答え

Q１ 優良事業所認定の対象は？

A１ 旭川市内の事業所、旭川市内に事業所を有する事業者及びそれらによって構成団体が対象です。申請は、①店舗など事業所ごと、②複数の店舗などを一括して事業者ごと、③協同組合など事業者団体ごとのいずれの単位でも申請が可能です。

Q２ 認定されるにはどのような取組をする必要がありますか？

A２ 事業系一般廃棄物の減量・資源化などに積極的に取り組む必要があります。取組内容の詳細は旭川市ごみ減量等推進事業所認定申請書（様式第１号）をご覧ください。

Q３ ゴールド、シルバー、ブロンズのどれに申請すれば良いですか？

A３ ブロンズ事業所は、事業系一般廃棄物の適正処理及び必要な分別に取り組んでいる事業所を認定します。
シルバー事業所は、取組をさらに進めて、事業系一般廃棄物の発生量や処分先を把握し、資源循環の取組を行っている事業所を認定します。
ゴールド事業所は、シルバー事業所の認定基準をすべて満たすとともに、特に優秀な取組を行っていると認められる事業所を認定します。実際に行っている取組内容に応じて申請をしてください。なお、シルバー事業所以上の認定を目指す事業所は、特に重点的に取り組んでいることや特徴的な取組などを申請書に記入してください。

Q４ どのような手続きで認定されますか？

A４ 認定を希望する事業所は、旭川市ごみ減量等推進事業所認定申請書（様式第１号）に取組事項等を記入し、旭川市クリーンセンターに提出してください。その後、申請書を精査し、認定基準に照らした書類審査と現況確認のための現地調査（申請事業所に訪問）を実施後、認定します。

Q５ 認定期間はどのくらいですか？

A５ 認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して３年間です。なお、認定の更新をすることで認定期間終了後、引き続き認定を受けることができます。

Q６ 認定を受けている事業所等がランクアップするには？

A６ ブロンズ事業所に認定されている場合はゴールド事業所又はシルバー事業所へのランクアップを目指して申請することができるほか、シルバー事業所に認定されている場合はゴールド事業所へのランクアップを目指して申請することができます。
それぞれ、認定期間中であってもランクアップの申請が可能ですので、募集期間に申請書を提出してください。

Q７ 現地調査はどのように実施するのですか？

A７ 申請書を受領後、記載内容が認定基準に合致しているか書類審査を実施します。その後、申請書に記載された担当者の方に連絡して、現地調査の日程を決定します。
調査の内容は、申請書に記載された取組内容の確認や、特徴的な取組などがあれば具体的な取り組み状況を聞き取ります。
その後、廃棄物の分別状況や保管状況を確認して終了になります。

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定の手引き

令和８年（２０２６年）４月発行

編集・発行

旭川市クリーンセンター

〒078-8208　旭川市東旭川町下兵村３番地の５

TEL（０１６６）３６-２２１３

FAX（０１６６）３６-４２３９

E-mai：seisouoffice@city.asahikawa.lg.jp

ホームページ： http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp